

犬山市議会第 1 0 1 号議案

犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 1 0 月 2 7 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例

犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第13条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
（登録資格） 第2条 略 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 （登録） 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第13条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人をおいている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	（登録資格） 第2条 略 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 （登録） 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第13条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人をおいている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略